

別 紙 1

分限処分に係る事実

1 M の誹謗中傷、悪口

原告 警防課課長補佐（以下「対象者」という。）は、平成15年頃から現在までの長期間に渡り、Mのことを「あの馬鹿が。」「あのMの馬鹿が。」「あいつ、馬鹿やろうが。」「お前んとこのアホ」「お前んとこのキチガイは、司令試験受けよったな。あいつが課長になるとかあり得んやろ。あんな奴が課長になつたらぞつとするな。」「お前んとこの左翼が」「ばかM」「あのバカが。だけん2部は終わつどうつたい。」「あいつはつまらん。くだらん。」「あつはつまらん。あいつのせいで消防本部が悪くなりよう。」などと言って誹謗中傷を繰り返している。

また、対象者は、後輩の職員に対し、「Mにはついていくなよ。」「あいつは昔、パソコン教室しつったっせ。人としてあり得んめえが。」「M見てんやい？個人主義のMやろうが。ああいう先輩にはなるなよ。」などと吹聴したり、Mと同じ隊になつただけで「お前もあっち側やろうが。」と言つたり、Mの隊が出動するときには、後輩職員の前で「あいつのあの小隊で大丈夫とや？」などと言って、Mを馬鹿にしたような発言を繰り返している。

YとSがMと一緒にスノーボードに行ったという話を聞き及ぶと、対象者は、Yに対し、「Mとスノボ行ったと？お前もしかしてそっちに流れよらんやろうな？お前もM組？」と言い、Sには「お前くさ。Mのこと慕つとるばってん、あいつは卑怯な人間やけんな。よう考えて付き合えよ。あいつの兄貴はいい奴や。でもあいつは卑怯な奴ぜ。」と言って、後輩職員がMと親しくすることまで非難するなどし、Mを慕うSのことまで「あいつ、Mの受け売りやろうが。あいつも馬鹿やろうが。」と言って非難する発言もしている。

さらに、Wの自宅に行き、Mを追い出すことに対してWの同調を求めることもある。

2 O、V、Z及びPの誹謗中傷、悪口

対象者は、O、V、Z及びP（以下4人を総称して「Oら」という。）に対し、一方的に嫌悪感を抱き、執拗かつ公然と、Oらの悪口、陰口を繰り返している。

Oのことは、「左翼が。」「Oは西堂の神童なんやろ？」「なんでこんな現場にこんなに時間がかかるとや？」「あのバカが」「使えない。何も考えてない、すぐ逃げる。都合の悪いことは隠す。」「あいつ、何もしきらんめえが。」「現場もしきらんでから。」「試験の頭の良さで、人間としての頭の良さではない。」などと言つたり、Oの出身大学の偏差値をわざわざ調べては、A2に「国立ばってん、偏差値はそこまで高くな

い。お前のほうが勝つとうぜ。」などと言って、O を馬鹿にするような悪口、陰口を繰り返している。

V のことは、「V はほんっと頭悪いね。あいつ、まじバカやん。」「体力馬鹿」「脳ミソも筋肉でできとう。」「あげんしてから救助やら全国行つとばってん、体力だけで頭がない。」「ぬけてる。」「あいつはいっちょんつまらん。」「あいつはつまらん。現場やら絶対まわしきらん。」などと言って、V を見下し、蔑む発言を繰り返している。なお、V の悪口は合併前（平成 22 年より前）から続いている。

P のことも、「左翼が。」などと言い、A2 に「あいつ信じるなよ。ついていくな。」と言って、後輩職員の P への信頼を失わせるような発言をしている。

3.2 部批判

対象者は、平成 26 年頃から、2 部を一括りにして批判する、いわゆる「2 部批判」を繰り返し行ってきた。なお、この 2 部批判は、M や O ら、対象者が嫌っている職員の多くが 2 部に所属することに起因する。

対象者は、「左翼の集まりが。」「2 部やけんね。2 部やけん仕方ないっちゃない？」「また 2 部やん。」「2 部くさ。こんな防ぎよ活動しよう。」などと、執拗に 2 部を非難し、さらに、2 部に所属している職員に対しても、「2 部に染まつとう。」「お前、2 部に染まりようが。」「あいつ達と活動してたら死ぬぞ。」などと言って、2 部の団結力を妨害するような発言を繰り返している。

4.幹部職員、組織批判

対象者は、平成 18 年頃から、職場において、組織批判及び幹部批判を繰り返していることが認められる。

平成 22 年には、当時の Q 消防長のことを「Q がつまらん。予算もとつてこんで。消防特殊勤務手当もなくなって市役所の言いなり。消防の意見を尊重できない。」などと公然と批判していた。

平成 23 年には、当時の B2 消防長及び R 署長のことを「あいつら辞めたら殺す。家に火をつける。」などと言ったり、B2 元消防長のことは「あいつは議員のご機嫌とりや。」「あいつはバカ。」などと、R 元署長のことは「すぐテンパるし、指示が的を得ていない。くだらん部隊長が。」などと言って馬鹿にしていた。

現在（平成 28 年度）においても、E1 消防長及び B1 次長のことを、喫煙所や事務室等において公然と「バカやろうが。」「消防長も次長もつまらん。」「ポンクラ。」「やぶれとう。」「アホ」「幹部がいかんつたい。そこがいかんから腐る。」「お前んとこのポンコツのせいで、こんな仕事させられよう。」「議員にペコペコしやがって。」「全然できんめえが。」「ポンコツ。」などと執拗に誹謗している。

特に、B1 次長に対する誹謗中傷が執拗に繰り返されている。

平成 28 年 7 月 19 日に開催された消防団の操法大会での挨拶の際、B1 次長が言葉に詰まると、本部席にいた対象者は、「なんやあれ。見てられんな。消防署の恥やね。あんかとが消防長になっていいとや?」と言い、同大会後も執拗に、喫煙所や事務室等において、「あの人は消防長は無理。しょうもない。操法大会のときは膝がガクガクなりよったけんね。」「あの署長くさ。つまらん。議員からも言われよったもんね。」「あいつ。ガタガタ震えよった奴。」「見たや? あいつ、何も言えんかったろうが。何もしつきらんめえが。」などと言って公然と馬鹿にしている。

また、消防総務課に所属するA2 に対し、B1 次長の癖（口をすぼめて音を出す癖）を悪意のある真似をしながら、「お前んところのあいつよ。（口をすぼめて音を出す）あんかとがおるけん腐るつたい。」「組織は頭から腐っていくけんな。お前んとこのポンコツが組織自体を悪くしとったい。」「俺、そろそろ行くけん。お前んとこ、カチユミ行くけん。最近、調子乗つとうもんね。」と言って、職場内において、B1 次長に対する強い反感敵意を示して同人を誹謗する発言を、執拗かつ公然と行っている。

5 右翼、左翼発言

対象者は、職場内において、「右翼」「左翼」という言葉を用い、自分自身は「右翼」であり、自己の考え方又はやり方と異なる者、或いは気に入らない者は「左翼」であるとして、「左翼」を批判していることが認められる。2 部批判をするときにも、「左翼の集まりが。」と言って批判している。

6 職場環境に対する意識の欠如

(1) Jへのパワーハラスメントが問題となった際の対象者の言動

平成 24 年 11 月 14 日、J が体調を崩し、以後、休職した。J より、K 、L 及び H1 からパワーハラスメント（以下「パワハラ」という。）を受けた旨の申出がなされ、平成 25 年 2 月、人事課による聞き取り調査が開始された。J は、平成 25 年 4 月 1 日に職場復帰した。

この件に関し、

J が休職した後（平成 24 年 11 月 15 日）から平成 25 年 3 月までの間、対象者は、二丈出張所を訪れ、M に対し、「俺は直接は何も言ってないけん、聞き取りがあってもそこは関知してないんやけど、あれは濡れ衣っちゃんね。」などと、J のパワハラの申出は事実でない旨の発言をした。

S が人事課による聞き取り調査に応じた後（S の聞き取り調査は平成 25 年 4 月 26 日に行われている。）、対象者は、喫煙室において、S に対し、「だいたいお前はJ の味方なんやろうが。」「聞き取りに行つとうことは知つとったい。」「本当のこと言え。こっちは全部知つとったい。」などと、約 30 分間に渡り、圧力をかけて証言内容を聞き出そうとし、また、聞き取り調査に応じた S を非難するような発言をした。

対象者は、平成 25 年 4 月 1 日から現在まで、J のことを継続的に無視している。

対象者は、平成 26 年 3 月頃、J に対し、「実はくさ。俺は全部知つとうたい。お前が言うことは全部俺の耳に入ってくるけんな。」と言った。

(2) T に対する暴言

対象者は、平成 26 年度、3 部第 1 小隊の小隊長であったところ、隊員の 1 人であった T に対し、訓練中、訓練の休憩中、訓練終了後等、事ある毎に「お前はなんがそれで消防隊員や。」「辞めるなら早く辞めろ。」「お前、人に消防に勤めようやらいなよ。俺が恥ずかしい。」などと、T を精神的に追い込むような発言を日常的に言い続けていた。

(3) U に対する暴力

平成 26 年 8 月、対象者は、操法大会の県大会に向けた強化訓練の指導員となり、糸島市交流プラザ志摩館（当時の志摩庁舎）駐車場において強化訓練の指導をしていたところ、志摩出張所の職員の気遣いや配慮が足りないことに腹を立て、1 部志摩小隊の小隊長であった U の胸を 3 発殴った。

(4) N に対する仲間外し

対象者は、平成 26 年 4 月から平成 27 年 3 月までの間、N に対し、D1 とともに、執拗な仲間外しをしていた。例えば、当時、N は志摩出張所勤務であり、対象者は本署勤務であったところ、対象者宛てに掛かってきた電話の主が N と分かると電話を代わることを拒否したり、操法大会の強化訓練の時期においては、前記(3)記載の理由と同様の理由で腹を立て、N に対し、数発殴るという暴行を加えるなどした。また、3 部の旅行のときには、宴会の席において、「お前、どっか行って。」と言い、「そんな言わんで下さいよお。僕も分かるようについて行きますから！」と繰るよう懇願する N に対し、「いい。分からんけんお前どっか行って。」と言い放つて N を拒絶する発言をした。

(5) V に対する暴言

平成 28 年 9 月 14 日 10 時頃、対象者は、九星飲料工業株式会社による建物の増築工事に伴い設置された 20 トンの水槽が、防火水槽として設置されたのか、それとも消防用水として設置されたのか確認したい旨を、D1 を通して予防課に伝え、それに対して同日 14 時 30 分頃まで予防課から何ら返答がなかったことに腹を立て、部下である C2 に命じて予防課の担当職員を自席に呼びつけ、対象者の席に来た V に対し、「お前、何しようとや、無視や。予防がガルーンに出しあうちゃろうが。はよう説明しろ。」と言った。

1 期後輩である対象者から『お前』と言われたことに気分を害した V が不満な表情をすると、対象者はさらに、「何ぶーたれとうとや。何ではようこんとや。」と言つた上、「調べよつたっちゃろうが。」と反論した V に対して激昂し、「何やお前、やるとや！ ちょっと来い！」と声を荒げて詰め寄り、さらに「お前、そんくらいの法令解

積もできんなら、消防学校からやり直せ。お前には能力がない。勘違いすんなよ。課長補佐やら考え直したほうがよかったっちやないや。」と言って、V を侮辱する発言をした。

7 職務専念義務違反

今年度、対象者は、D1 及び D2 等を誘って、勤務時間中に頻繁に自席を離れ、主に喫煙室で長時間雑談に興じている。

離席の状況としては、「原告 司令と D1 司令補は、朝はいつもタバコ部屋に行って 30 分～40 分は戻らない。」「タバコ部屋で数十分もたむろするのは朝だけではない。1 日何回もタバコ部屋に行き、一度行くと、數十分は戻ってこない。昼もタバコ部屋に行き、昼休みの終了のチャイムがなっても席に戻ってこない。」というものであり、このような頻繁かつ長時間の離席に対し、上司も何ら注意をせず、放置されている。

離席時間については、平成 28 年 6 月 23 日から同年 9 月 13 日まで、及び同年 10 月 3 日から同年 11 月 17 日までの期間、継続的に記録を取っている。当該記録によれば、各期間における離席時間は、1 日平均でそれぞれ 1.7 時間と 1.8 時間であった。

平成 28 年 9 月 21 日の、喫煙室における雑談の様子については、喫煙室に入った直後、庁内放送で「原告 司令、原告 司令、2 階事務室までお願いします。」と呼び出されているにもかかわらず、対象者は、「だけん何やって。(煙草に火を) つけたつたい。つけたつたって。」と言って、その後も約 4 分間雑談を続けた。

また、自席にいても、職務に専念していないこともあったことが認められる。

平成 28 年 9 月 1 日は、16 時 30 分から 17 時まで、映画の話に興じていたことが認められる。

また、対象者は、職場のパソコンを利用して、日頃から行動を共にしている E2 、 F2 、 N 、 G2 、 H2 、 D1 、 A1 に対し、私的なメールを送っている(対象者のメール)。送信記録から、職場のパソコンを利用した私的なメールのやりとりが以前から行われていた。

その私的なメールの送信時間は、平成 28 年 6 月 16 日のメールが 17 時 30 分、同月 17 日のメールが 17 時 28 分、同月 24 日のメールが 17 時 29 分であった。メールを送信したのは勤務時間終了後ではあるが、その内容及び量からすれば、勤務時間内においても作成されたことが強く疑われることから、自席についていたときにおいても、私的なメールの作成に興じていたこともあったことが認められる。

8 人事評価を巡る対象者の一連の言動

対象者の人事評価については、一次評価者は C1 課長、二次評価者は B1 次長である。

平成 28 年 11 月 28 日 14 時 30 分頃、対象者は、B1 次長が考課点を 50 点としていたことに対し不満を伝えた。

同年 12 月 15 日、同月 16 日、同月 22 日、同年 2 月 6 日、同月 7 日の長期、長時間にわたり評価者である B1 次長に対し、評価の在り方や点数の不当性に関する主張を、繰り返し、執拗に行い、評価を 2 度に渡って訂正させた。同じことを何度も長時間に渡って繰り返したことで、多くの幹部職員が堂々巡りの議論に時間を費やすねばならなくなり、他の職務に専念できない状況が生じた。

9 救助工作車を巡る職務命令違反行為

- (1) E1 消防長の証言及び対象者のメールから、次の事実が認められる。

本年度、消防本部は救助工作車を購入した。

対象者は、工作車の両サイドシャッター部分には、「I F R」の文字を白字の丸で囲んだ上でその背景に稻妻を連想させるようなマークを配置したデザインを、後部には「Kite rise highest against the wind - not with it.」(帆は風の力を借りたではなく、風に立ち向かった時に最も高く飛び上がる。) の文字を塗装しようと考えていた。

平成 28 年 12 月中旬、E1 消防長は、対象者の上司である C1 課長に対し、両サイドシャッター部分のデザインは、白い丸が日本の国旗をイメージさせ、その国旗に稻妻が刺さったようにも感じられるため、白丸塗装を消すよう指示した。また、背後の英語表記を「糸島市消防救助隊」に変更するよう指示した。

対象者のメールには、次のような記述がなされている。

「新工作車のデザインでポンコツトップ大幹部からクレームが来ました。クレームは以下の 2 点。①後部の横文字は消せ！！②側面の I F R の白丸を消せ！！ 理由は①とにかく消せ。②日の丸に稻妻が刺さつとるから消せ。げな。」「そんな根拠のない命令（ただの好き嫌い命令）なら絶対言うこと聞きません～～!!ほかの課長達からも言われたことを実行します。デザイン変更しません。赤ステッカーで上から隠して貼って 4 月 1 日に目隠しステッカーをはがします。」

平成 28 年 12 月 22 日、株式会社消防防災の担当者が警防課を訪れ、対象者に対し、工作車のデザイン変更旨を伝えたにもかかわらず、対象者は、上司にそのことを報告しなかつた。

平成 29 年 1 月中旬、E1 消防長は、C1 課長から「塗装については、変更指示前のデザインで仕上がっています。」との報告を受けたため、再度、納車までには必ず変更を完了するよう指示した。

同年 2 月 14 日、救助工作車が納車された。E1 消防長が削除を指示した白丸部分及び後部の英語表記については、赤いテープ様のもので隠された状態となっており、変更されていなかった。

- (2) 当該一連の事実関係により、対象者は、E1 消防長の削除命令を知っていたながら、あえてその指示に従わなかつた。

10 糸島市職員倫理条例第4条違反

対象者のメールによれば、対象者は、平成28年10月31日から11月1日まで東京出張に行き、その際、I2 株式会社の関係者と飲食を共にした。

利害関係者と飲食をする行為は、糸島市職員倫理条例（平成22年糸島市条例第39号）第4条及び糸島市職員倫理条例施行規則第4条第8号において規定されている禁止行為に該当する。

以上